

平成29年度 福祉相談センター富丘 事業計画

○ 運営方針

地域における福祉の相談窓口として、高齢者、障害者等からの様々な福祉相談に応じ、適切な期間、制度、サービスにつなぎ課題解決を図るとともに、必要に応じて富士宮市地域包括支援センターと連携した包括支援を継続していくことを目的とする。

○ 福祉相談センターの設置

1. 相談支援拠点の確保

- 1) 相談支援の拠点として福祉相談センターを以下のように設置する。

名 称	福祉相談センター富丘
使用施設	デイサービスセンターいちばん星
施設所在地	富士宮市淀川町35-15

2. 事業地域

- 1) 社会福祉協議会生活圏域 富丘地区
(大中里・淀橋・淀師・青木・青木平・宮原・外神)

3. 相談受付時間及び時間外対応

- 1) 相談受付 : 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日除く)
- 2) 夜間・休日 : 専用の電話回線にて法人本部へ転送し対応

4. 職員配置

- 1) 社会福祉士の資格を有する者1名

○ 業務内容

1. 総合相談支援

総合相談支援を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用する他、様々な社会資源との連携、近隣住民からの情報収集等により、高齢者・障害者等の心身の状況や家族の状況についての実態把握を行う。

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確の情報把握等を実施し、専門的・継続的な関与または緊急な対応が必要かどうか判断する。

2. 継続的・専門的支援

初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別支援計画を策定する。

支援計画に基づき、適切なサービス制度につなぐと共に、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された成果の有無を確認する。

3. 地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る。

○ 運営について

1. 相談支援員の資質向上

福祉相談センターの職員としての資質向上のため、各種研修会へ積極的に参加する。

2. 地域ケア会議

定期的に地域ケア会議を開催するとともに、地域包括支援センターから要請があった場合は、他機関、団体等が開催する地域ケア会議に参加する。

3. 福祉相談センター連絡会

他福祉センターとの情報交換や事例検討を行うため、地域包括支援センターが開催する福祉相談センター連絡会に参加する。

4. 定例会

総合相談支援業務について、1か月の実績を取りまとめ、翌月10日までに地域包括支援センターに報告する。

5. 個人情報保護

個人情報保護については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報保護への積極的な取り組みと、人権意識の向上を図っていきます。

6. コンプライアンス

法令遵守の姿勢に疑問があったり、疑義が生じた、或いは生じていることを発見した場合は事業所責任者に報告する。

7. 福祉活動

事業所と連携し地域福祉活動に努める。